

お知らせ

農家地区の古紙回収に

ついて

4月から6月まで試行期間として実施してきました農家地区の古紙回収については、出される古紙の量的な問題もなかったことから引き続き実施することになりましたので、これまでどおり毎月第4水曜日の資源物(缶類)の収集日にお出しく下さい。

なお、各小中学校や子ども会でも古紙を含めた廃品回収を実施していますので、こちらの方を優先してご協力願います。

【古紙を出すときの注意点】

- ・ダンボールは箱のままです出さないで、たたんでひもで縛って出してください。
- ・リサイクルできないような汚れたダンボールは燃やせるごみとして出してください。
- ※古紙の出し方については「ごみ分別ガイドブック」の8ページを参照してください。

問合せ

住民生活課 ☎22940

国民健康保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)で病院にかかっている方へ

国民健康保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)には、入院した時の入院費や食事代の負担を軽くする制度があります。

この制度を利用したい場合は申請が必要となり、次の要件を満たす方のみが対象となります。不明な点などありましたら当係までご連絡ください。

■国保の方

①70歳以上の方の場合

同じ世帯の世帯員全員(国保の被保険者でない方も含む)に住民税が課税されていない方が対象となります。

ただし、同じ世帯の世帯員

(国保の被保険者でない方も含む)に一人でも住民税が課税されている方がいる場合は、高齢受給者証を提示するだけで入院費の負担は軽くなり、手続きは不要ですが食事代は減額されません。

②70歳未満の方の場合

全ての方が対象です。ただし、同じ世帯の世帯員

(国保の被保険者でない方も含む)に一人でも住民税が課税されている方がいる場合、食事代は減額されません(70歳以上の方と異なり、課税されている世帯の方でも必ず手続きが必要です)。

■長寿医療制度の方

同じ世帯の世帯員全員(長寿医療制度ではない方も含む)に住民税が課税されていない方が対象となります。

ただし、同じ世帯の世帯員(長寿医療制度ではない方も含む)に一人でも住民税が課税されている方がいる場合は、後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで入院費の負担は軽くなり、手続きは不要ですが食事代は減額されません。

申請に必要なもの

印鑑、保険証、入院時に支払った入院費の領収書(現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、過去1年間に通算して90日以上入院している方に限ります)。

窓口

国保年金課(早来庁舎)
住民総合相談室(追分庁舎)

問合せ

国保年金課国保老係

☎22512

『安平町住宅総合計画』及び『耐震改修促進計画』の公表について

平成20年3月に、安平町の住宅政策の方向を定める為作成した「安平町住宅総合計画」及び安平町に存在する建築物の耐震性の促進を図る為に策定した「安平町耐震改修促進計画」につきまして、追分庁舎建設課、早来庁舎(住民総合相談室)において閲覧及び希望者にはダイジェスト版の配布を行っていますのでお知らせします。お気付きの点等ございましたら、左記問い合わせ先までご連絡ください。また、地域住宅交付金事業に係る地域住宅計画の事業評価も閲覧が可能となっておりますので、合わせてお知らせします。

問合せ 建設課建築係

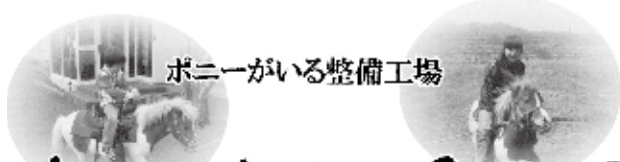
☎252496

公共下水道工事に伴う

交通規制のお知らせ

下水道工事を実施するに伴い交通規制(路側帯幅員減少及び通行止)を行いますので現場の指示に従ってください。

広告欄



ポニーがいる整備工場

おいわけ自動車工業(株)

国家1級整備士が、車のメンテナンスプランをご提案させていただきます。



TEL 25-3786 (代)
追分若草3丁目69